

第八十九号議案

江戸川区長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区長の給料の特例に関する条例（平成二十七年五月江戸川区条例第二十
一号）の一部を次のように改正する。
付則第二項中「平成二十八年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一
日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

江戸川区長の給料の特例に係る期間を一年間延長する必要があるので、本案を
提出いたします。